

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
1	一隻の船あたり、最大何名の船員及び職員が乗船しますでしょうか。	最大の船では、船員が34名乗船します。漁業練習船となりますので、加えて職員5名程度と学生(法定外補償対象人員)60名程度と合計100名以上、乗船することがあります。 また、漁業調査船では、船員が20数名乗船し、調査員として職員が5名程度乗船することがあります。 所属船紹介 https://www.fra.go.jp/home/about/gyogyouchousasenrennsyuusen.html ※各船の「定員」及び「最大搭載人員」を参考としてください。	
2	職業性疾患ですが、どのような疾患を想定されておりますでしょうか。	実験等により有機溶剤の使用がありますので、化学物質等による疾病が主に想定されます。	
3	「災害補償規定」をご提示することは可能でしょうか。	別添手続きが必要となりますので、ご相談ください。	
4	仕様書に「事業の種類番号」記載いただいております。 ・90船舶所有の事業者 ・94その他の各種事業者 ①見積もり設計する際に、海外派遣者はどちらに含まれるでしょうか。 ②容事業の種類番号における、平均被用者数を確認いただけませんか。 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」に基づき定める場合は、同申告書の「常時使用労働者数」欄の人数となります。	①海外派遣者は、研究職員となりますので、「94その他の各種事業者(細目9426)」となります。 ②平均被用者は、業種9426(その他の各種事業):1741人、業種9426(海外で行われる事業に派遣される労働者等):3人、業種9006(その他の船舶所有者の事業):1人となります。(No.10参照) ただし、現在は、船員全てにおいて見直しを行い、労災保険の適用を9006(その他の船舶所有者の事業)と変更しております。 また、一部の船員については、予備船員等として、陸上勤務している場合もあります。	
5	使用者賠償についても伺います。 船員については通勤災害の概念がないため原則対象外となっております。 ただし、 更改航海 の都度雇入れ等行っていない船員については港と自宅の往復途上の通勤災害を対象として補償が可能です。 今回は船員に対する補償もするという前提で設計してもよろしいでしょうか。	認識のとおり補償としてください。	
6	仕様書内「9-(2)保険契約者等-④法定外補償対象人員」に記載されている「海外派遣者4名」につきまして、「【資料1】事業所一覧」のうち所属事業所をご開示ください。 また、当該所属事業所以外に海外派遣が実施される事業所があればそちらもご開示ください。	4名とも本部所属となります。本部以外の所属事業所に海外派遣が実施されることは基本ありません。	
7	仕様書内「9-(2)保険契約者等-④法定外補償対象人員」に記載されている「船員190名」につきまして、1航海における平均日数(目安)をご開示ください。 また、当該船員の活動範囲は日本国内のみでしょうか。	所属船舶が多数あり、1航海の最長が70日前後、最短が2日と様々ですが、平均日数は20日前後となります。 活動範囲は、主に排他的経済水域から公海へと及びます。 また、漁業練習船においては基本年1航海の外航、漁業調査船においては一部の船が稀に外航する場合があります。	
8	令和5年度契約に適用されている「損害率による割増引率」をご教示ください。	令和5年度契約においては、「割引率30%」となります。	
9	定期的に従業員に対して健康診断の実施をしていますか。	当機構規程及び法令に基づき、年1回の定期健康診断及び有機溶剤使用者等に係る特殊健康診断を6か月毎に1回実施しております。	
10	労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書の写しをご開示をお願いいたします。	別添のとおりとなります。	
11	① ISO9000 シリーズ(品質マネジメント)、14000 シリーズ(環境マネジメント)、22000 シリーズ(食品安全マネジメント)② HACCP ③ エコアクション21 ④ 環境プランナー報告書⑤ エコステージ(認証レベル1~5が対象。エコステージのチャレンジ宣言組織は対象外)いずれかの取得はございますか。	何れも取得しておりません。	
12	法定外補償対象人員 1,704名(令和5年12月1日現在)(上記のうち、船員190名)と入札仕様書に記載がありますが、例年に比べ船員の方に人数が多くなっている理由をご教示ください。	船員については、例年、業種9426(その他の各種事業)として計上しておりましたが、見直しを行い、令和5年度より、船員全てにおいて、労災保険の適用を9006(その他の船舶所有者の事業)と変更しました。	
13	災害補償規定は定められていますか(就業規則への織り込みの場合を含みます)	定めております。	

番号	質問等の内容	質問等に対する回答	備考
14	安全衛生管理規定は定められていますか(就業規則への織り込みの場合を含みます)	定めております。	
15	安全衛生委員会が定期的開催され、記録が保管されていますか。(開催の場合、開催頻度も教えてください。)	50名以上の事業場においては、安全衛生委員会を月1回開催するとともに、記録を保管しております。	
16	安全・衛生管理者の選任(50名以上の事業場の場合)されていますか。	50名以上の事業場においては、労働安全衛生法に定める「衛生管理者」を選任するとともに、安全管理を推進する「安全管理責任者」を選任しております。また、50名未満の事業場には、労働安全衛生法に定める「衛生推進者」を選任しております。	

※質問内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質問を掲載しておりません。

到達番号: 202306231530374711
受付番号: 202307030003158419

受付(電子申請)
令和05年07月03日
神奈川県労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード (項1)

令和 5年 6月 23日

(1) 労働保険番号	都道府県	所管	管轄(1)	基幹番号	枝番号	(項2)	※各種区分			
							管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
14	1	06		024403	-000	(項2)	01	111	9426	71

あて先 〒 231-0015

※提出年月日(元号: 令和は9) (3) 事業廃止等年月日(元号: 令和は9) ※事業廃止等理由 横浜市 中区尾上
元号 年 月 日 元号 年 月 日 (項3) (項4) (項5) 町5-7-2大和地所馬車道
ビル9階
(4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード 神奈川県労働局

1,741 (項6) 1,676 (項7) (項9) (項10) 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(7) 区分	算定期間 令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで		
	(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 ((8) × (9))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) (項11) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 134,285,027 (項12) 円
労災保険分	(ロ) 9,833,712 (項13) 千円	(ロ) 1000分の	(ロ) 21,240,817 (項14) 円
雇用保険分	(ホ) 9,786,807 (項18) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) 113,044,210 (項19) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 9,833,712 (項35) 千円	(ヘ) 1000分の 0.02	(ヘ) 196,674 (項36) 円

(11) 区分	算定期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで		
	(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) (項20) 千円	(イ) 1000分の 17.78	(イ) 148,610,410 (項21) 円
労災保険分	(ロ) 8,399,181 (項22) 千円	(ロ) 1000分の 2.28	(ロ) 19,150,132 (項23) 円
雇用保険分	(ホ) 8,352,276 (項26) 千円	(ホ) 1000分の 15.50	(ホ) 129,460,278 (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
 (項28) (項29) (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目

(項31) (項32) (項33) (項34)

(8)(10)(12)(14)(20)(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	135,572,638 円	(19) 申告済概算保険料額	
----------------	---------------	----------------	--

(20) 差引額	(イ) 充当額 ((18)-(10)の(イ))	(ロ) 不足額 ((10)の(イ)-(18))	(30) 充当意思	(21) 増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(19))
	(ロ) 還付額 ((18)-(10)の(ロ))	0 円 (項37)	3	(31) 法人番号 1020005004051 (項39)

22 期別納付額	第1期又は初期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17)+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ))	(ハ) 不足額 ((20)の(イ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(ロ))	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2)	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
	第2期	0 円	(イ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ))	(ウ) 第2期納付額 ((イ)-(ロ))	0 円	(25) 事業又は作業の種類	その他の各種事業	(23) 保険関係成立年月日
	第3期	0 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ)-(22)の(イ))	(エ) 第3期納付額 ((ロ)-(イ))	0 円			(24) 事業廃止等理由

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 <input type="checkbox"/> (ロ) 該当しない	(29) 郵便番号 221-8529 電話番号 (045) 227-2600
(28) 事業	(イ) 所在地 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノウエイブ100-6階 (ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構 14-1-06 024403-000 A	(29) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノウエイブ100-6階 (ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構 (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 理事長 中山 一郎	

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	令和 5年 6月 23日 提出代行者	山本 宏史	042-401-5430

到達番号:202306231528098101
受付番号:202307030003155208

受付(電子申請)
令和05年07月03日
神奈川労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり 申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

令和 5年 6月 23日

(1) 労働保険番号	都道府県	所管	管轄(1)	基幹番号	枝番号	※各種区分		
						管轄(2)	保険関係等	業種
14	1	06	024403	301	771	9426		

あて先 〒 231-0015

※提出年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 (3)事業廃止等年月日(元号:令和は9) 元号 年 月 日 ※事業廃止等理由 横浜市 中区尾上町5-77-2大和地所馬車道ビル9階
(4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード 神奈川労働局
3 (項6) 0 (項7) (項9) (項10) 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(7) 区分	算定期間 令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで		
	(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 ((8) × (9))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) (項11) 千円	(イ) 1000分の	(イ) 25,548 (項12) 円
労災保険分	(ロ) 8,516 (項13) 千円	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) 25,548 (項14) 円
雇用保険分	(ホ) (項18) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) (項19) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ) (項35) 千円	(ヘ) 1000分の	(ヘ) (項36) 円

(11) 区分	算定期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで		
	(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ) (項20) 千円	(イ) 1000分の 3.00	(イ) 65,700 (項21) 円
労災保険分	(ロ) 21,900 (項22) 千円	(ロ) 1000分の 3.00	(ロ) 65,700 (項23) 円
雇用保険分	(ホ) (項26) 千円	(ホ) 1000分の	(ホ) (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
- (項28) - (項29) (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)
※換算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目
(項31) (項32) (項33) (項34)

(8)(10)(12)(14)(20)(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	54,750 円	(19) 申告済概算保険料額	
(20) 差引額	(イ) 充当額 (18)-(10)の(イ) 29,202 円 (ロ) 還付額 (18)-(10)の(ロ) 0 円 (項38)	(21) 増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(18))	
	(イ) 不足額 (10)の(イ)-(18) 0 円 充当地意 (30) 1 (項37)	(31) 法人番号	1020005004051 (項39)

(22) 期別納付額	第1期又は初回	第2期	第3期	(25) 事業又は作業の種類	(23) 保険関係成立年月日	(24) 事業廃止等理由
	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17)+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ))	(ハ) 不足額 ((20)の(ロ))			
	65,700 円	0 円	0 円			
	0 円	0 円	0 円			
	0 円	0 円	0 円			

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険 <input type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 (ロ) 該当しない	(29) 郵便番号 221-8529 電話番号 (045) 227-2600
(28) 事業	(イ) 所在地 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノエイブ10-6階 (ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構	(イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノエイブ100-6階 (ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構 (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 理事長 中山 一郎	

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	令和 5年 6月 23日 提出代行者	山本 宏史	042-401-5430

受付(電子申請)
令和05年07月03日
神奈川労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

令和 5年 6月 23日

(1) 労働保険番号	都道府県	所轄	管轄(1)	基幹番号	枝番号	(2) 管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
14	1	06	026709	000	01	111	9006	71	

あて先 〒 231-0015

※提出年月日(元号:令和は9) (3)事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由 横浜市 中区尾上町5-77-2大和地所馬車道ビル9階
9 - 5 - 6 - 23 (項3) (項4) (項5)
(4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
1 (項6) 1 (項7) (項9) (項10) 神奈川労働局

(7) 区分	算定期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで
(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 (8) × (9)
労働保険料(労災+雇用)	(イ) 1000分の (項11) 千円	(イ) 167,413 (項12) 円
労災保険分	(ロ) 2,819 (項13) 千円	(ロ) 132,493 (項14) 円
雇用保険分	(ホ) 2,819 (項18) 千円	(ホ) 34,920 (項19) 円
一般拠出金(注1)	(ヘ) 2,819 (項35) 千円	(ヘ) 56 (項36) 円

(11) 区分	算定期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで
(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
労働保険料(労災+雇用)	(イ) 1,434,531 (項20) 千円	(イ) 89,658,187 (項21) 円
労災保険分	(ロ) (項22) 千円	(ロ) (項23) 円
雇用保険分	(ホ) (項26) 千円	(ホ) (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
- (項28) - (項29) (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)
※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目
(項31) (項32) (項33) (項34)

(8)(10)(12)(14)(20)(ロ)欄の金額の前記「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	181,644 円	(19) 申告済概算保険料額	
(20) 差引額	(イ) 充当額 14,231 円 (ロ) 還付額 0 円 (項38)	(21) 増加概算保険料額 ((14)の(イ)-(19))	
(30) 充当意思	3 (項37)	(22) 増加概算保険料額	
(31) 労働保険料への充当		(23) 法人番号	102005004051 (項39)

第1期又は初期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17)+次期以降の円未満端数)	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ))	(ハ) 不足額 ((20)の(ロ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ))	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)(注2))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
第2期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17))	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ))	(ハ) 不足額 ((20)の(ロ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ))	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)(注2))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))
第3期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)÷(17))	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(イ)-(22)の(ロ))	(ハ) 不足額 ((20)の(ロ))	(ニ) 今期労働保険料 ((イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ホ) 一般拠出金 充当額 ((20)の(イ))	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)(注2))	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ))

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 (ロ) 該当しない	(29) 事業主	郵便番号 221-8529 電話番号 (045) 227-2600
(28) 事業	(イ) 所在地 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノウエイブ1006階	(ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構	(イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノウエイブ1006階	(ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構
	(イ) 所在地 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25テクノウエイブ1006階	(ロ) 名称 国立研究開発法人水産研究・教育機構	(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 理事長 中山 一郎	

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 5年 6月 23日 山本 宏史	氏名	電話番号 042-401-5430
------------	--	----	----------------------